

千葉県警察サイバー犯罪等対処能力検定の実施要領の制定についての一部改正について

令和2年8月6日

例規(サ)第32号

警察本部長

各部長・参事官・所属長

沿革 令和3年12月17日例規(警)第34号

令和6年8月21日例規(サ)第22号

令和7年8月7日例規(サ)第43号

見出しの要領を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、千葉県警察サイバー犯罪捜査検定に関する要領の制定について(平成26年例規(サ)第30号)は、廃止する。

別添

千葉県警察サイバー対処能力検定の実施要領

第1 目的

この要領は、千葉県警察におけるサイバー対処能力検定(以下「検定」という。)の実施に関し必要な事項を定め、職員のサイバー空間の脅威への対処(以下「サイバー対処」という。)に関する知識及び技能の向上に資することを目的とする。

第2 委員会

1 設置

検定を適正に実施するため、県本部に千葉県警察サイバー対処能力検定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 任務

委員会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 検定の実施に関すること。
- (2) 検定合格者の決定に関すること。
- (3) その他検定に関すること。

3 構成

委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 生活安全部参事官

委員 総務部情報管理課長

生活安全部サイバー犯罪対策課長

警備部公安第一課長

4 庶務

委員会の庶務は、生活安全部サイバー犯罪対策課において行う。

第3 検定の級位等

1 級位の種別

検定の級位は、初級及び中級とする。

2 必要な知識及び技能

各級位において必要な知識及び技能は、別表第1のとおりとする。

第4 検定の対象者

1 初級

全職員

2 中級

初級に合格した者

第5 検定の実施

1 実施機関

検定は、委員長が行うものとする。

2 検定の内容

検定の内容は、別表第2のとおりとする。

3 合格基準

検定は、7割以上の点数を取得した者を合格とする。

4 合格者の通知

委員長は、検定の合格者を所属長に通知するものとする。

5 検定の免除

委員長は、別表3に掲げる者を、初級又は中級の級位において必要な知識及び技能を有すると認める者として、当該級位の検定を免除し、当該級位の検定に合格したものとみなすことができる。

なお、千葉県警察以外の警察機関が実施した初級又は中級の検定に合格した者も同様とする。

第6 更新

中級の検定に合格した者は、原則として3年ごとに更新を受けるものとし、更新の手続を行わなかったときは、その効力を失うものとする。

なお、更新の手続は、別表第1に掲げる必要な知識及び技能を有することを確認することにより行うものとする。

第7 合格者情報の管理

生活安全部サイバー犯罪対策課長は、検定の合格者を警察事務総合システム運用要綱（令和2年本部訓令第30号）に定める人事管理システムに登録して管理するものとする。

第8 その他の措置

1 検定に係る細目的事項

この要領に定めるもののほか、検定に関して必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

2 警察庁への協力

委員長は、警察庁が行う上級の検定に協力するものとする。

3 経過措置

この要領の施行前に、千葉県警察サイバー犯罪捜査検定に関する要領の制定について（平成26年例規（サ）第30号）に基づいて実施した千葉県警察サイバー犯罪捜査検定の初級又は中級に合格している者は、この要領による検定の初級又は中級に合格したものとみなす。

別表第1（第3の2及び第6）

級位	必要な知識及び技能
初級	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する基本的な知識 ・サイバー対処に関する基本的な知識及び技能であって、サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの ・サイバー空間における犯罪に関する通報・相談を受けた際に、その内容を理解し、適切に事件主管課に報告できる程度の知識及び技能
中級	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー事案及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する専門的な知識 ・サイバー対処に関する専門的な知識及び技能であって、サイバー対処に従事するために必要なもの ・ネットワーク利用犯罪に的確に対処できる程度の知識及び技能

別表第2（第5の2）

項目	内容
サイバー事案に関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令及び捜査手続に関すること。 ・情報技術の解析の活用に関すること。 ・痕跡等の追跡に関すること。
インターネットその他の高度情報通信ネットワークに関する知識	<ul style="list-style-type: none"> ・各種インターネットサービスに関すること。 ・各種サーバ及びネットワークに関すること。 ・各種ログに関すること。 ・各種不正プログラムに関すること。 ・情報セキュリティに関すること。
サイバー対処に関する知識及び技能	<ul style="list-style-type: none"> ・サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要なもの ・サイバー対処に従事するために必要なもの

注 検定の内容は、級位に応じた難易とする。

別表第3（第5の5）

級位	検定を免除することができる者
初級	<p>次のいずれかに該当する者であって、サイバー対処に関する基本的な要領を理解するために必要な知識及び技能を有すると認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）が実施する基本情報技術者試験又は応用情報技術者試験に合格した者 ・IPAが実施する情報処理安全確保支援士試験に合格した者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は情報処理安全確保支援士資格の認定を受けた者 ・その他委員長が上記と同等程度であるものとして認める資格を有する者
中級	<p>次のいずれかに該当する者であって、サイバー対処に従事するために必要な知識及び技能を有すると認められるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPAが実施する応用情報技術者試験に合格した者 ・IPAが実施する情報処理安全確保支援士試験に合格した者若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者又は情報処理安全確保支援士資格の認定を受けた者 ・その他委員長が上記と同等程度であるものとして認める資格を有する者